

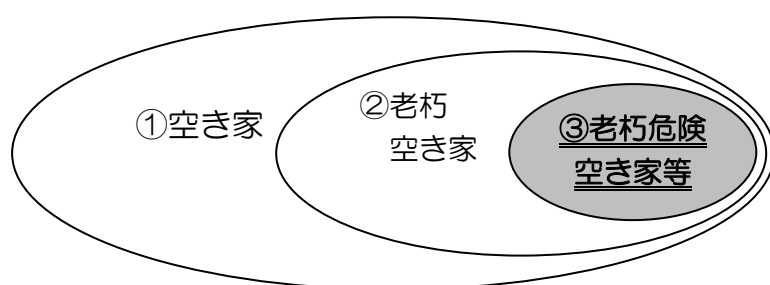
老朽化した危険な空き家の解体を応援します。

八代市では、老朽危険空き家等の除却を促進し、市民生活の安全・安心と生活環境の保全・改善を図ることを目的として、空き家の解体を行う方にその費用の一部を補助します。

事業（補助）の対象となる建物（事前調査による老朽度判定を実施します。）

八代市内に存在する「老朽危険空き家等」に該当する建物です。

「老朽危険空き家等」とは、次の要件のすべてに該当する住宅、兼用住宅及びその附属する建物をいい、共同住宅及び長屋※を除きます。※長屋で区分所有により所有されている場合は該当します。



【事前調査】募集期間

令和6年5月17日（金）

～

令和6年5月31日（金）

予定戸数：55戸

①空き家

- ・概ね1年以上、常時無人の状態で、管理されないまま放置された住宅をいいます。
- ・申請の中で、空き家の存在する地区の市政協力員等の証明が必要になります。

②老朽空き家

- ・空き家の内、構造や設備が著しく不良であるため、居住の用に供することが著しく不適当なものです。（例えば、屋根や外壁、基礎が壊れていたり住宅が傾いていたりする様な状態のものをいいます。）

③老朽危険空き家

- ・老朽空き家の内、倒壊や外装材の落下又はそれらの恐れのある危険性があり、近隣及び道路等に影響を及ぼす可能性のあるものです。

補助金の額

補助対象経費（解体工事費の10分の8）の3分の2の金額で、上限は60万円です。

事業を利用できる方（注意：ただし、市税の滞納が無いことが条件です。）

- | | |
|---------------------|---------------|
| ■老朽危険空き家等の所有者 | ■敷地の所有者 |
| ■老朽危険空き家等の所有者の相続権利者 | ■敷地の所有者の相続権利者 |
| ■老朽危険空き家等の管理者 | ■敷地の管理者 |

建物所有者以外の方の申し込みの場合は、建物所有者の同意が必要です！

建物所有者本人が申し込みされる場合以外は、建物所有者の除却同意書が必要です。
所有者または相続権利者が複数の場合で事前調査をお申込みの際は、共有者の同意を得ておいてください。

※その他詳しいことは、住宅課へお問い合わせ下さい。